

注 意 事 項

1. この等級格付名簿の有効期間は令和7年5月1日から次回の名簿更新の日の前日までとします。
2. 大仙市入札契約資格等審査実施要綱第8条第1項の規定に基づき大仙市入札参加資格審査申請のあった者のうち、大仙市入札参加有資格者の等級格付に関する基準（平成31年4月1日改正。以下「格付基準」という。）により市内業者及び準市内業者（別に定める認定基準を満たす者）について等級格付しております。
ただし、市外に本店を有する者にあつては、格付基準別表第1で定める有資格技術者の保有基準を市内に設置する支店又は営業所（以下「市内営業所」という。）毎に確認のうえ等級格付しております。
3. 建設業者の等級格付名簿における建設業の許可区分の表示は次のとおりです。
特定建設業許可……等級に「＊」を付して表示
一般建設業許可……表示なし
4. 建設業者については、秋田県の等級格付を参考にし、市内業者及び準市内業者について審査を行い、一般土木及び建築一式工事についてはA・B・Cの3段階に、電気、給排水、舗装、及び一般塗装工事についてはA・Bの2段階に、その他の工種についてはAのみの1段階に等級格付したものです。
なお、水道施設工事については、格付基準第2条第2項、解体工事については、格付基準第2条第3項で定める基準を満たす市内業者及び準市内業者について等級格付しております。
5. 測量業者については、秋田県の選定基準に準じて審査を行い、市内営業所に常勤する測量士又は測量士補3名（うち測量士2名以上）以上を有する者を名簿登載しております。
また、業務については3つに細分し、業務部門を◎印で示しております。
6. 土木関係建設コンサルタント業者については、上記、測量業務の市内営業所に常勤する測量士または測量士補6名（うち測量士4名以上）以上を有する者のうち、次の区分により市内営業所に常勤する次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する者を名簿に登載しております。
ア 技術士
イ 技術士と同程度の知識及び技術を有すると認定された技術者
ウ RCCM（RCCM資格試験に合格した者を含む）
エ 農業土木技術管理士
オ 実務経験の有る者（コンサルタント会社に12年以上在籍し、4年以上の実務経験を確認できるもの。）
7. 補償コンサルタント業者については、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）により、複数部門の登録を受けている業者を当該部門毎に名簿に登載しております。
8. 地質調査業者については、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）による登録を受けている業者を当該部門毎に名簿に登載しております。
9. 本名簿に係る技術者保有状況に関しては、令和7年4月30日現在のものである。